

## 山梨県私立専門学校授業料等減免事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、私立専門学校の設置者（以下「法人等」という。）の自主・自立的な学校運営に資するため、法人等が大学等における修学の支援に関する法律（以下「修学支援法」という。）に基づき実施する授業料等減免事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象経費)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費は、法人等が真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、修学支援法に基づき授業料等の減免措置を行った場合の当該者に対する授業料等減免相当額とする。

### (補助額及び補助率)

第3条 前条の補助対象経費に対する補助額及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 法人等は、補助金の交付を申請しようとする場合は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 交付申請書内訳（様式第3号）
- (3) 交付申請内訳（授業料・入学金別）（様式第4号）
- (4) 申請報告・学科一覧（様式第5号）
- (5) 学則
- (6) 前各号のほか知事が必要と認める書類

### (補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の変更（補助金の額の変更を伴う場合に限り）、中止又は廃止しようとする場合においては、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）をあらかじめ知事に提出して承認を受けること。
- (2) 法人等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(補助金の交付)

第6条 補助金は事業完了後、実績報告書に基づき、補助金の額を確定し交付する。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払請求書(様式第13号)により概算払の請求をすることができる。

(状況報告)

第7条 知事は、法人等に対し、必要に応じて事業の実施状況についての報告を求めることができる。

(実績報告書の様式、提出期限)

第8条 法人等は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第10-1号)
- (2) 実績報告書内訳(様式第11号)
- (3) 実績報告内訳(授業料・入学金別)(様式第12号)
- (4) 申請・報告学科一覧(様式第5号)
- (5) 前各号のほか知事が必要と認める書類

(証拠書類等の整備及び保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 補助額及び補助率

区分	減免の上限額 (年額)	減免区分	補助上限額 (年額)	補助率
授業料	590,000 円	3/3 減免	590,000 円	10/10
		2/3 減免	393,400 円	
		1/3 減免	196,700 円	
入学金	160,000 円	3/3 減免	160,000 円	
		2/3 減免	106,700 円	
		1/3 減免	53,400 円	

※授業料及び入学金の額が上記の上限額未満の私立専門学校については、その私立専門学校が定める授業料及び入学金の額をもとに補助額を算定する。なお、2/3 減免及び 1/3 減免の算定で端数が生じた場合は、10 の位以下の数字は切り上げ、100 円単位とする。